

平成28年11月10日

魚沼市議会議長 浅井守雄様

総務委員会

委員長 遠藤徳一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 所管事務調査について
(2) その他

- 2 調査の経過 11月10日に委員会を開催し、上記事件について調査を行った。
所管事務調査で機密文書及び個人情報漏えい問題について、秘密会により質疑を行った。委員会として、市長及び執行部に対し文書管理等の仕組みを再検討し、徹底されるよう提言することとした。
その他で、消防庁舎土地取得について、継続して調査することを確認した。

総務委員会会議録

1 調査事件

(1) 所管事務調査について

・機密文書及び個人情報漏えい問題について

(2) その他

2 日 時 平成28年11月10日 午前9時00分

3 場 所 広神庁舎3階 301会議室

4 出席委員 富永三千敏、岩井富士夫、大平栄治、遠藤徳一、大屋角政、森山英敏
(浅井守雄議長)

5 欠席委員 なし

6 説明員 大平市長、角家総務課長

7 書 記 櫻井議会事務局長、磯部議会事務局次長

8 経 過

開 会 (9:00)

遠藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会します。本日の委員会は、前回の委員会に引き続き、機密文書及び個人情報の漏えい問題についてを議題とします。急な開催となり、執行部の公務日程上、時間に限りがありますのでご承知ください。委員会運営に当たり委員のご協力をお願いいたします。

(1) 所管事務調査について

・機密文書及び個人情報漏えい問題について

遠藤委員長 日程第1、所管事務調査についてを議題とします。機密文書及び個人情報の漏えい問題についてを議題とします。本件は、9月15日開催の総務委員会で岩井委員より追加提案があり、前回秘密会として参考人を招致し調査を行ったものでありますが、引き続き調査が必要ということで本日の委員会となりました。本件については、4回目の委員会調査となりますので、本日で一定の方向づけをさせていただきたいと思っておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。お諮りします。本件につきましては、引き続き秘密会により調査したいと思います。秘密会の開会については、討論を行うことが認められておりませんので、ただちに採決します。本会を秘密会とすることに異議ありませんか。

大屋委員 その前に質問があります。秘密会を解いた場合に、この前の証言だとかいろいろなものをここでは出せないですよ。

遠藤委員長 誰がああ言ったとか、この人がこう言ったのとお前さんの言っていることが違うよとか、そういったことの照合はできません。ただ、聞き取り調査をした結果、食い違いの部分は何点かあるなど、個人名や場所等が特定されない内容であれば、それを擦り合わせることは可能です。確認事項があるなら秘密会のほうがいいと思います。

岩井委員 何のために秘密会をするかという理由を森山委員が言われたのは、参考人を呼んで、オープンな会にした場合には参考人が傍聴席あるいは傍聴人から圧力があったり、そういうことを防ぐために秘密会をしましょうという内容でしたよね。秘密会の理由は、あくまでも参考人に正確な回答をしてもらうために秘密会にただけであって、何のために総務委員会を開いたかということ、市長と当時の総務課長、農林課長の意見が同じなのか、違うのかということをごここで述べてもらうために参考人を呼んだわけですよ。そうすると、森山委員が言った秘密会の目的は、あくまでも参考人で呼んだ人が正確な意見を言ってもらいたいということの内容だけなんですよ。

遠藤委員長 皆さんがどう感じて賛同したかはわかりませんが、森山委員の意見はそうでした。

岩井委員 そうですよ。だから、森山委員の意見に、森山委員の意見はそうだから皆さんが賛同して、じゃ、そうしましょうということで諮ってそれに決めたわけじゃないですか。

遠藤委員長 全部がどうか、それは皆さんが手を挙げた人の範疇なんで。森山委員は個人的な意見を言っただけで。

岩井委員 いや、手を挙げた範疇じゃなくて、それが委員会の決定した内容ですよ。

遠藤委員長 全会一致はそこでした。

岩井委員 そうすると、内容に踏み込んだ場合には、参考人から意見を聞いて結果が出ていますよ。その結果が、これ秘密会だから言えないというのはですね、俺はちょっと内容的には納得がいかないところがあるんですよ。私も弁護士の先生にもお聞きしたんですが、それは岩井さん、秘密会じゃないでしょう、その目的でやったんだから秘密じゃないでしょうという話があったから。例えば、新潟県の議会事務局とかほかのところに聞いて、こういう場合にはどうだったかという意見を聞いてもらわなきゃ困ると思うんですよ。

遠藤委員長 それは今後、議運ですとか議会改革特別委員会等で、なかなか扱いつらい案件だから条例上の内容をちょっといじりましょうとか、規則をちょっと改定しましょうとかがあつて。

大平委員 ほかの人の意見も聞いたらどうですか。

岩井委員 ほかの委員の皆さんはどう感じているかわかりませんが、私の意見としては、これは内容的には秘密会の内容ではないと。ですから、私は秘密会を解いて、ここで参考人を呼んだ意見、もちろん参考人で来ない人もいましたから、それはそれとして来ない人の意見はわかりませんが、来た人の意見をもとにして委員会がどういうふうに進めていったらいいのか、それは皆さんに意見を聞いていただきたいということです。

遠藤委員長 ほかに意見があつたら言ってください。

大平委員 岩井さん、わかってもらいたいのは、秘密会でやったのは秘密会だから、あのとき参考人も秘密会ということじゃべってるわけだから、それはやっぱり秘密会は秘密会

として扱わないと、参考人に秘密会と言った以上は、その人が承知しないことにはここで秘密会を解いてやるなんてことは法的にできません。一旦決めたことは。だから、それを解いて、名前を言わなかったらいいというんだから、ここでやるわけにはいかない。やったということになると、秘密会と言ったのにどうしたんだということになる。議会が問われることになる。それをわかってもらいたい。

岩井委員 秘密会の内容は、大平委員の言ったとおりで、秘密会を解かなければ秘密会のままでいかなければならないから、その辺は諮ってもらって進めてください。

遠藤委員長 ほかにありませんか。

森山委員 今、皆さんの意見を聞いている中で、きょうの質疑は所管事務調査ということで市長と総務課長が見えられています。機密文書及び個人情報漏えい問題について、これから質疑をするということですから、それを秘密会にするかどうかというのは、先ほど委員長が言ったように、前回の秘密会で出てきた内容について個人名とかそういった部分を入れて、例えば何々課長がこう言ったから市長どうなの、違うじゃないですかというのはだめなんですよ。公開するのであれば、その辺をきちんと各委員から整理をして質疑をしていただくという部分が必要になりますので、それが出た場合には委員長から采配してもらって、ストップなり削除してもらおうような形で、きちんとした形で、秘密会にしないのならそういうやり方が必要だし、秘密会であれば、この前の参考人の誰々がこう言ったのはどうなんだという質疑はできる。そこをきちっと了承した上で秘密会するのかしないのか、よく考えていただきたい。

大平委員 今、言ってみるとおり、名前あげたりなんだからこのまま秘密会でやらんばならんし、そうでなくて名前あげなくてもいいんだということになれば、解いて好きなこと言われる。どっちがいいかということ。今、一応秘密会してて、それを解いてまたやるか、今どうするか、どっちかだて。秘密会にすれば今までのことをできるし、解けば名前をあげなかったら言えるということのことだけ。

大屋委員 私も解いてもいいんじゃないかと思ったんだけど、やっぱり秘密会であれだけの参考人をお呼びして聞きましたよね。そうすると、それをやっぱりもとにして当局のほうに質問するのが当然だと思います。それを解いてしまうと、名前は言わんねえ、あれは言わんねえ、制限づくしになってしまって、本来の質疑ができないというふうに判断しました。

森山委員 前回の秘密会の記録が基本的には出ていませんよね。ですので、その辺が心配なんです。同じ情報をもとに質疑ができないので。個人差がありますので。

大平委員 それは秘密会だからいいんじゃないか。

岩井委員 森山委員は、秘密会にしましょう、その理由は個人が自由に意見を言えるような環境をつくるということだけで、内容等は委員会で調査しなければならない内容に入っているわけだから、そこが疑問なんです。

遠藤委員長 この間、秘密会で知り得た情報を皆さん、メモとか頭の中に入っていますよね。

岩井委員 だから秘密会でやったほうがいいのかと思うんです。どうですか。

大平委員 お前さんがよければ。

大屋委員 秘密会というのはめったにやっちゃだめなんだ、本当は。それをちょっと勘違いしちゃって。

遠藤委員長 前にも話したと思いますが、魚沼市議会の会議規則、委員会条例等では、秘密会か公開、2種類しかないんです。ただ、これを今後改定していくのであれば、一部公開とか非公開とか、やり方をいろいろ盛り込むことができるので、今後の課題として、岩井委員が言ったことをいい提言として、また議運とか議会改革で取り組むとしても、今回はどう行きましょうかということでもありますので、皆さんからのご判断をお願いしたいと思います。お諮りします。本日の委員会を秘密会で開くことに賛成の方は、挙手願います。(賛成者挙手) 挙手多数ですので、本会議を秘密会とすることに決定しました。それでは、総務委員、執行部、事務局職員以外の方は、退場願います。(傍聴者退場) ただいまから本委員会は秘密会とします。

秘 密 会 (9:15~10:03)

遠藤委員長 以上で秘密会を終了します。委員会の調査結果として、岩井委員から提言のありました復興基金問題の文書漏えいについて、4回にわたり調査を進めてまいりました。委員会の権能として参考人招致も行い、いろいろな事実関係の把握ができたところであります。また、市長からも岩井委員に対する一般質問の答弁については、一部答弁書をつくる側との勘違いもあったという事実の確認がされました。そういったことから、本件につきましては、委員会として市長及び執行部に対し情報管理のあり方、文書管理の方法、一覧表等管理体制も含めまして仕組みをもう一度再検討し、今後こういうことのないようにしっかりとした職員教育あるいは組織の体制づくりに取り組んでいただきたい。これを委員会からの提言としたいと思います。これにご異議ありませんか。(異議なし) それでは、本件についての総務委員会としての調査は終了とします。しばらくの間、休憩とします。

休 憩 (10:04)

再 開 (10:13)

(2) その他

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開します。日程第2、その他を議題とします。委員の皆さんから協議事項等がありますか。

富永委員 前回というか、いつだったかあれなんですけれども、現消防庁舎の用地のことについて、まだ調査途中でありましたので、またいつか場面をつくっていただいて調査したいと思います。

大平委員 今、富永委員が言ったように、なぜあそこ必要と言われたほどの、今3,000平米だったかまた足すのに、それ必要なのになぜ買わなかったのか。今になって調査したってわかりませんが、今になって金を、合併特例債もらえば7割補助金来たわけだ。その辺本当にわからなかったのか、計画を立てなかったのか、議会のほうで相当それを行ったにもかかわらず大丈夫だと言いながらあの面積を買って今になって要ると。それがどうなったかということも一緒に聞いてみたい。

森山委員　私は、当時のことを考えれば、それなりの当局の説明を受け2カ年に分けて購入したわけですので、今さらという部分が非常にあると思うんですよ。今よく言われる重大な瑕疵とか、当時の説明と全く違った部分が新たに発覚したということであれば調査は必要だと思う。ところが、そういったことが全くない中で、当時それなりに皆さんも議論をして議決して進んできた事業ですよ。それを、今考えるとちょっとおかしいからなんて言って再調査するのは、これはいかがなものかと私は思います。

富永委員　今ほどの森山委員の考え方なんですけれども、先ほどの機密文書漏えいの調査の仕方と通じていると思ひまして、消防庁舎のことについて調査をした結果どうこうというよりも、むしろそれで得られるものがなければ今後はそういうことがないようにという、そういうふうな意味合いの調査をする。そういった意味の執行部に対する申し送りもあるのではないかという、そういうのを踏まえての再調査の提案です。

遠藤委員長　これは、調査の経過の中で引き続き調査を行うとしておりますので、何らかの形で調査報告を出す必要があります。森山委員の意見も踏まえて、次回の委員会でまた発言していただき、調査をし、何らかの一定の方向を執行部に申し送るという形としたいと思います。日程については、次回の委員会の調査事件としてあげられるかどうかを含め、委員長で預らせていただきます。皆さんの意見は承りました。ほかにありませんか。(なし)なければ、その他を終了します。本日の会議録の調製については委員長に一任をいただきたいと思います。本日の総務委員会はこれで閉会といたします。

閉　　会（10：18）